長崎高教組新聞

発行
〒850-0013　長崎市中川２丁目２番５号
長崎高教組会館　長崎県高等学校教職員組合
☎　(095)-827-5882
FAX　(095)-826-2976
編集責任者　平井秀治
一部　１０円

高教組メールアドレス
naga-kks@fs inet.or.jp

２０１１年度人事異動

異動該当者の希望実現しているか

ー支部・分会はチェック強化をー

２０１１年度人事異動の「内示は１８日」と校長を通じて職場で連絡がありました（３月１１日）。この新聞がお手元に届き、読まれる頃には人事の全貌が明らかになっていますが、今までと違って来年度から「主幹教諭・指導教諭」の発令が強行されますので、職場の階層性が強化されるのとともに、不協和音も出て来るものと思われます。

また、いま各分会が人事上で強く求めていることは、正規で教職員を配置して欲しいということです。

こうした点に加え、異動該当者の希望が実現しているかどうかという観点から分会や支部がとりくみをすすめることが大切です。

具体的なとりくみは、分会長や支部長宛に文書（３月９日付）に記していますので参照してください。人事に関わっての希望・意見など書記局に直接、連絡されても結構です。

当拠出のとりくみが印象深い。『拡大』にもとりくんだが、思うように進まず残念。現職の皆が組織の現状から、この先どう展開していくのか気になるところである。盛り上がるまで何十年もかかるのではないか。」（東翔・Ａ）

◎「民間企業から実教として昭和４７年１１月に勤め、組合にも入った。２９分のストも経験した。意味も十分にはわからず、しかしこれが団結というものだと実感した。人事の不当性を問題にして委員会審理でたたかった。各支部・分会の支援でくじけることなくやった。まだ早いが高退教にも入った。再任用で高教組にも入る。野球の審判もボランティアで３５年やってきた。身体が続く限り今後ともやっていきたい。」（佐工定・Ｂ）

「組合費払うためにも入った」「再任用でも　即高教組加入だ」

□組合に感謝して□

佐世保支部　退職者慰労会

佐世保支部は、１２日、退職者慰労会を開きました。当日の会は、定年退職者２人を各職場からと本部（平井委員長）、高退教から計１１人の参加で懇親し、大いに盛り上がりました。

退職者は組合に感謝しながら、次のように語りました。

◎「昭和４８年に分会長から『組合費を払っておけばいいから入れ』と言われ即加入。当時は組合役員が校長に任用されていた頃であった。主任手

45人目の加入

宇久高分会から朗報

声掛けを全職場からとりくむとき

３月上旬、宇久高分会から「ひとりの先生が組合加入！」の連絡が書記局に入りました。朗報を受け取った馬場書記長は、直ちに平井委員長（組織担当）に電話して喜びを共有しました。

上五島支部はその地理的状況から、４つの分会が一堂に会して話し合うことも難しいところですが、伝統的に青年教職員のつながりが深いところです。このようなつながりは組合のめざすところですので、今後ともあたたかい人間係を基調に職場活動をすすめてほしいものです。

今年度の組合加入は４５人となりました。しかしその一方で、年度末にはこの加入を上回る定年退職などが見込まれています。このためも年度末、始めにかけて、各職場で「長崎高教組に入ってはどう？」と声を掛けることが求められています。

「実習教員」の呼称を報道機関申し入れ

県教委は、人事異動の内示とともに異動名簿を報道機関に渡します。県教委の名簿には「実習教員」という呼称が使用されていません。

このため高教組は長年報道機関に「実習教員」の使用を求めて申し入れを行い、本年度もこのとりくみをすすめました。

こちら書記局

可能な範囲での出席も

交流で元気出るスタートを

■全県支部代表者・分会長会■

○４月２日（土）13時～
○会場：諫早市高城会館
諫早市高城町５－２５
○懇親会（宿舎）：道具屋
①要求書づくり、交渉、情宣などのやり方をより実践的に交流します。
②また、いまの職場の状況や組亜活動への思いを語り合います。
③さらに、団結が厳しいなか、分会や組合員相互の意思疎通を心底から図るために、懇親会を持ちます。

【お願いとお知らせ】
＊年度初めで学校は多忙を極めますが、支部代表者と分会長またはその代理の方の参加について配慮してください。
＊懇親会も重要な会ですので、この会のみの出席も可能です。遠慮なく参加してください。
＊３日（日）には全体的会合は開きませんので、支部や分会などの打ち合わせに利用できます。

東日本大震災による災害のお見舞いを申し上げます

３月１１日（金）に発生したＭ９・０の地震と津波は東北地方を中心として広範囲で大きな被害をもたらしました。被害の全体像はまだわかりませんが、自然災害史上、最悪の結果となることが予想されています。

全教・日高教に結集する当地の私たちの仲間、そして児童・生徒、保護者、教職員の皆さんに対して、心からお見舞い申し上げます。

被災地支援のとりくみへの協力を

全教・日高教は被災地支援のための当面のとりくみとして、救援カンパをよびかけています。雲仙普賢岳噴火災害の際には、全国の教職員組合から、３４００万円を超えるカンパが長崎に寄せられました。長崎高教組は、全国の仲間の助け合いの輪に感謝と信頼を寄せ、被災地支援のとりくみに力を尽くす決意を表明します。

２０１１年３月１５日
長崎県高等学校教職員組合

□3・3中央行動は「すべての労働者の賃上げ」を求めた行動でしたが、参加者の怒りの熱気につつまれた行動になりました□

人勧を超える賃下げは暴挙だ

3・3中央行動に長崎から5人参加

11年春闘の勝利と、全国一律最低賃金1000円の実現、公務員の賃下げ反対など要求実現をめざして、全労連・国民春闘共闘委員会は3月3日、中央行動に取り組みました。

この行動に長崎から馬場（諫早農業分会）、出口（佐世保工業分会）、吉岡（鹿町工業分会）の3氏と本部から福田執行委員、寺田書記次長の5名が参加。

人事院・厚労省前要求行動には1800人が結集。内部留保の取り崩しと賃上げで内需主導の景気回復を訴えました。総務省前では、人事院勧告を超える公務員給与の切り下げ法案に反対して、全労連公務部会、公務労組連絡会が、はじめて包囲・座り込み行動を実施しました。

公務部会の山口隆議長（全教委員長）は、「人事院勧告を超える賃下げという前代未聞の暴挙を許すわけにはいかない」と述べました。

▼3・3中央行動に参加した吉岡さんの感想▲

悩み・苦しみ・怒りを 官僚はどう感じているのだろうか

「今回の春闘行動に参加して、労働者の不当解雇や公務員賃金改善の関係など様々な内容のシュプレヒコールを上げるなど、それぞれに悩み・苦しみ・怒りがあるのを感じました。実際に東京に出向かないと体験できないような内容ばかりで改めて労働組合や高教組の重要性を感じました。

また、総務省や厚生労働省・人事院前で行動がありましたが実際にビル内で働いていた総務省・厚生労働省職員は国家・地方の違いは有りますが、私達と同じ公務員・同じ労働者としてこの集会をどのように感じているのかとても疑問に思いました。」

「公務員給与は民間よりも高い」から賃下げはやむを得ないのか？

一部の高級官僚の法外な退職金や、天下りによる「わたり」をとりあげて、マスコミは、公務員賃金が高いと振りまいています。

●昨年の臨時国会での給与法案の審議では、

民間は非正規を含め 公務は正規で比較
働く人の分断を意図した「高い」論

みんなの党が、国税庁の民間給与実態調査を引き合いに出して、公務員給与を一般職員は5%、指定職は10%削減するという修正案を提案し、政府に実現をせまりました。

国税庁の調査は、従業員一人以上の事業所で、パート・アルバイト等の非正規雇用を含むすべての民間給与取得者が対象ですが、比較される公務員給与はすべて正職員のものとなっています。

●そもそも、国家公務員の賃金は、人事院が民間労働者の賃金を職種・年齢・学歴などとともに詳細に調べ上げ、同種同等の公務員との比較を行うことで均衡をはかってきました。こうした手順をとっていることをふまえれば、公務員だけが突出した賃金となっているとは言えません。

●また、公務職場ではいまや3分の1に迫る非正規職員が、正規職員の3分の1以下の賃金で働いており、早急な改善が求められている実態は民間と全く変わりありません。

●こうしたさまざまな事実を意図的に隠しながら、「公務員は民間よりめぐまれている」という考え方を振りまき、労働者を分断するねらいがあることを見ておく必要があります。

●このような主張には適切に反論し、公務・民間の共同をひろげ、政府や財界・大企業への運動を強めていくことが求められます。

○

（注）全労連公務部会作成職場討議資料より

Q&A

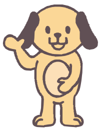

＊必要に応じて職場情宣などにつかってください。

再任用の場合の年休はどうなりますか？

問　私は今年の3月で定年退職して、4月からは再任用で勤務するのですが、年休はどうなるのでしょうか。

答　**①4月から12月までにとれる年休の日数は、3月末に退職した時点で残っている年休の日数になります。**

すなわち、今年（2011年）分の付与日数20日＋前年からの繰り越し分が、退職をまたいで12月まで継続されるということになっています（今年1月の付与日数が5日となっている事例がありました。欠員補充で3月退職の場合は5日ですが、定年退職の場合は20日ですので、確認をしておいてください）。

この日数はフルタイム勤務の場合も短時間勤務の場合も同じ日数です。ただし、**1日を何時間で換算するかは勤務形態で異なります。**

短時間勤務で、5時間10分を週に3日という場合は、1日を5時間10分で換算し、7時間45分を週に2日の場合や、日によって勤務時間が異なる場合は、1日を7時間45分で換算することになっています。

②来年1月からの年休の日数ですが、ここからフルタイムの場合と短時間勤務の場合で違いができます。

フルタイムの場合は、定年前の常勤職員と同じ扱いになりますから、新たに20日が付与され、繰り越しも定年前と同じです。

短時間勤務の場合は、勤務形態によって異なります。パターンに応じて計算方法が決まっているのですが、7時間45分で2日の場合は付与日数が2日、繰り越しは8日までとなります。5時間10分で3日の場合は付与日数が3日、繰り越しは12日までとなります（この場合の1日は5時間10分で換算します）。

③来年4月以降も再任用を続ける場合は、来年3月末に残っている年休の日数と、勤務形態に応じて4月に加算される日数の合計が、来年4月～12月の年休の日数となります。

＊疑問は書記局にどうぞ＊

思い・想い・重い ファイル

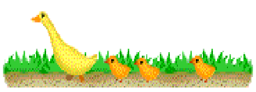

権力者はもの申すブレーンを持つべきである

寺田教育長が教職員の不祥事の責任をとってあと1年の任期を残して今春、辞任するという。

30数年ぶりの教育者上がりということで現場に熟知した教育長としての行政力が期待されていた。

多忙化する教職員の仕事。教育労働はどうあるべきなのか答はわかっているのに、この手が打てないもどかしさを日常、感じられたに違いない。

人事などの権力をもつ者に必要なのは、もの申すブレーンを持つことである。この点からするとどうだったのか疑問が残るところだ。

教育長のポストが権力闘争の渦中になったのも残念である。

ようこそ　今日こそ　高教組